

初閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和5年9月13日（水） 20：18～20：34

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣
鈴木 淳 司 国務大臣（総務大臣）
小 泉 龍 司 国務大臣（法務大臣）
上 川 陽 子 国務大臣（外務大臣）
鈴木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
盛 山 正 仁 国務大臣（文部科学大臣）
武 見 敬 三 国務大臣（厚生労働大臣）
宮 下 一 郎 国務大臣（農林水産大臣）
西 村 康 稔 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）
伊 藤 信太郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
木 原 稔 国務大臣（防衛大臣）
松 野 博 一 国務大臣（内閣官房長官）
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
土 屋 品 子 国務大臣（復興大臣）
松 村 祥 史 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
加 藤 鮎 子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
新 藤 義 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
自 見 はなこ 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：村 井 英 樹 内閣官房副長官
森 屋 宏 内閣官房副長官
栗 生 俊 一 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 2件

○人事 2件

いずれも、案件表のとおり、決定となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、初閣議を開催いたします。

村井副長官、森屋副長官、栗生副長官及び近藤法制局長官は、閣議に陪席して案件の説明等を担当いたします。

次に、内閣総理大臣談話について、御決定をお願いいたします。お手元の談話を森屋副長官が朗読いたします。

○森屋内閣官房副長官：私たちは、何十年に一度という難しい課題が次々と複合的に生じる、歴史の転換点ともいえる状況を迎えています。

この難局に当たって私たちは、新たな時代にふさわしい、経済、社会、外交を創り上げていかなければなりません。そのための政策をさらに力強く推進していく強い決意のもと、本日、内閣を改造いたしました。

経済については、新型コロナを乗り越え、明るい兆しが見えています。これを持続的な成長につなげていくため、人への投資による構造的な賃上げを実現し、世界に伍していける投資促進策を打ち出します。また、足下の物価上昇に機動的に対応し、国民生活を守り抜きます。

社会については、人口減少という国家的な問題に少子化対策とデジタル社会への変革を車の両輪として対応します。少子化トレンドを反転させるべく、こども・子育て政策を、スピード感をもって実行するとともに、デジタルの力を活用し、地域においてきめ細かい行政サービスが提供できるようデジタル行財政改革を進めます。

外交については、安全保障環境が厳しさを増す中、国民の安全・安心と繁栄を確保し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化するため、日米同盟を外交の基軸としつつ、G7、韓国や豪州等の同志国、さらにはグローバルサウスと呼ばれる諸国と協調し、国際社会をリードします。同時に、防衛力を抜本的に強化し、国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜きます。

国民の皆さんとの丁寧な対話を行い、「信頼と共感」を得られる政治を実現する、という政権の基本姿勢を堅持し、皆さんと力を合わせて、新しい時代を切り拓いてまいります。国民の皆さんの御理解と御協力を改めてお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、第2次岸田第2次改造内閣の基本方針について、御決定をお願いいたします。基本方針について、内閣総理大臣から御発言がございます。

○岸田内閣総理大臣：私たちは、何十年に一度という難しい課題が次々と複合的に生じる、歴史の転換点ともいえる状況を迎えている。こうした難局を乗り越え、新しい時代を切り拓いていくために、新たな時代にふさわしい、経済、社会、外交を創り上げていかなければならない。

「信頼と共感」の政治姿勢を大切に、一人一人の国民の声に寄り添い、先送りできない課題に一つ一つ正面から取り組み、結果を出していく。その強い覚悟の下、内閣の総力を挙げて、以下の政策を推し進める。

1. 物価高対策と新しい資本主義の加速

エネルギー・食糧をはじめとした物価高に直面する国民生活を守るため、スピー

ド感をもって対応する。

人への投資を強化し、労働市場改革を進めることにより、構造的な賃上げ、消費拡大を実現し、持続的な成長と分配の好循環を成し遂げる。また、G X、D X、科学技術・イノベーション、スタートアップといった重点分野に官民の投資を集め、新たな産業構造への転換を進める。これによって、社会課題の解決と持続的な経済成長を同時に実現する。

あわせて、交通・物流インフラなど地方を支える基盤づくりへの積極的な投資や、農業、観光、中小企業など地方を支える産業の支援に万全を期す。

2. 人口減少に打ち勝つデジタル社会への変革

少子化対策とデジタル社会への変革の2つを車の両輪として、人口減少という国家的な課題に取り組む。

デジタル田園都市国家構想の下、デジタルの技術を活用し、地方創生の取組を加速する。加えて、デジタル基盤と政府の仕組みの改革を推進し、地域の自治体が国民一人一人へのきめ細かな行政サービスを効率的に実現する、デジタル行財政改革に取り組む。

少子化のトレンドを反転させるべく、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するという3つの基本理念を踏まえ、こども・子育て政策の抜本的な強化を図る。

3. 国民を守り抜く、外交・安全保障

国民生活の安全と繁栄の確保、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化のための外交を積極的に展開する。あわせて、エネルギー、食料問題などグローバルな課題に各国と連携して対応する。また「ヒロシマ・アクション・プラン」に基づき、「核兵器のない世界」に向けた国際的な取組を主導する。「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米同盟を基軸に、米豪印や韓国を始め各国・地域との協力連携を進める。

戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対応すべく、国家安全保障戦略等に基づき、防衛力を抜本的に強化する。

「すべての拉致被害者を必ず取り戻す」との決意の下、拉致問題の完全解決に向けて、政府全体で取り組む。

4. 危機管理の徹底

万一、大規模な自然災害やテロなど、国家的な危機が生じた場合、国民の生命と財産を守ることを第一に、政府一体となって、機動的かつ柔軟に全力で対処する。

そのために、「常に最悪を想定し」次なる感染症危機への対応も含め、平素から準備に万全を期す。

5. 東日本大震災からの復興・国土強靱化

東北の復興なくして日本の再生なしとの強い思いの下、被災者に寄り添い、被災者支援、農業・生業の再生、福島復興・再生に全力を尽くすとともに、災害に強い地域づくり・国土強靱化を一層推進する。

廃炉に不可欠なALPS処理水の放出に係る風評影響への対応に全力を挙げて

取り組む。

○松野国務大臣：次に、内閣総理大臣の臨時代理は、お手元の資料のとおりとなりますので、指定された大臣は、対応に万全を期すようお願いいたします。

次に、私から「閣議等の議事の公表等」について、申し上げます。閣議や閣僚懇談会の案件で公表すべきものについては、閣議後の会見で私から統一的に公表しますので、各閣僚におかれては、閣議や閣僚懇談会の議論を外部に漏らすことは、厳に慎んで下さい。閣議等の案件の中には、不公表扱いとするものがあります。これらについては、閣議等に付議されたという事実も含め、外部に漏れることのないよう十分御留意願います。閣議等の議事の記録については、平成26年3月28日の閣議決定に基づき、私の指示の下、内閣官房において議事録を作成し、閣議等から概ね3週間後に官邸ホームページに掲載することにより、公表することとしております。議事整理上、各大臣の発言は原則登録いただくとともに、議事録の記載内容につきましては、私に御一任下さいますようお願いいたします。

次に、閣議決定又は閣議了解を要する人事その他の幹部人事については、事前に十分内閣官房と協議されるようお願いいたします。また、大臣補佐官の任命については、お手元の資料の方針で進めたいと考えております。大臣補佐官の設置が特に必要と考えられる場合は、私に十分御相談いただきますようお願いいたします。なお、「大臣補佐官の職務遂行に係る規範」が平成26年5月27日の閣議決定により定められておりますので、十分に御留意願います。

次に、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」が平成13年1月6日の閣議決定により定められております。内容はお手元の資料のとおりとなりますので、この規範を必ずお読みいただき、政治と行政への国民の信頼を確保するため、これを遵守されるようお願いいたします。

次に、「政・官の在り方」については、令和3年10月4日の閣僚懇談会において、お手元の資料のとおり申し合わせがなされております。「政」と「官」の適正な役割分担と協力関係を目指し、各府省の具体的な対応は、この方針を踏まえ、各大臣の判断と指示の下に行うものとしておりますので、政・官関係の適正確保に指導力を発揮していただくようお願いいたします。

次に、危機管理の観点から申し上げます。1点目は、閣僚はいかなるときにも連絡がとれる態勢をお願いいたします。2点目は、緊急事態への対応に関しては、官邸との連絡・調整はもとより、速やかに必要な情報が伝えられるよう体制整備をお願いいたします。3点目は、各閣僚が東京を離れる場合には、必ず副大臣又は大臣政務官が代理で対応できるよう調整をお願いいたします。

次に、いわゆる「内奏」について申し上げます。国務大臣は、宮中において、天皇陛下にその所管事項に関する諸問題等について、御説明申し上げる機会がありますが、陛下にお話し申し上げた内容やその際の陛下のおことばを外部に漏らしたり、部下に対する訓示にこれを引用することなどが無いよう、十分御留意願います。

次に、「閣僚の対外的発言」等について、申し上げます。記者会見やテレビへの出演、マスコミからの取材、各種講演などで対外的発言をされたり、SNSなどによ

り対外的発信をするに当たっては、常に岸田政権の一員としての発信となることに留意するとともに、内閣の基本方針や既に政府として決定した方針を踏まえ、無用な疑念を抱かれることのないよう十分御留意願います。また、特に閣僚には政治資金の透明性を確保するという責任が格段に大きく、より一層厳正な管理等が求められておりますので、各閣僚には、自らが関係する政治団体の会計帳簿・領収書・収支報告書の点検、支出区分や寄附等の適法性の確認等を十分に行うようお願いいたします。

次に、人事案件について、森屋副長官から御説明申し上げます。

○森屋内閣官房副長官：人事案件について、申し上げます。まず、衆議院議員小里泰弘を内閣総理大臣補佐官に任命し、内閣総理大臣補佐官中谷元外1名を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、内閣官房人事といたしまして、デジタル行財政改革準備室長に、元国税庁長官阪田渉を充てることを承認することについて、御決定をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、加藤鮎子国務大臣の名前の使用について、申し上げます。加藤大臣の名前の使用については、申請に基づき、今後、政府代表等への任命行為については、本名（「角田鮎子」）を使用し、許可等対外的な法律上の行為等については、戸籍上の旧姓（「加藤鮎子」）を使用することといたします。これを閣議口頭了解といたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、自見はなこ国務大臣の名前の使用について、申し上げます。自見大臣の名前の使用については、申請に基づき、今後、政府代表等への任命行為及び許可等対外的な法律上の行為については、本名（「橋本英子」）を使用し、それ以外は、通称名（「自見はなこ」）を使用することといたします。これを閣議口頭了解といたしますので、よろしくお願いいたします。

これを持ちまして、初閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

私から「閣僚の給与の一部返納」について、申し上げます。内閣として、行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、新内閣においても給与の一部返納を継続することとしたいと思っております。これにより、内閣総理大臣にあつては、月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあつては、同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとします。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上を持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

